

千葉市告示第30号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

平成31年1月18日

千葉市長 熊谷俊人

名 称	所 在 地	廃止年月日
(歯科)		
かわしまデンタルクリニック	千葉市花見川区幕張町5-227-7	平成30年11月30日
フレンズ歯科クリニック	千葉市若葉区西都賀1-21-8 杉山ビル101号室	平成30年11月30日
ピア・デンタルクリニック	千葉市美浜区真砂4-1-10 ショッピングセンターPIA3F	平成30年9月25日
デンタルクリニックTMP	千葉市中央区長洲1-22-2 プラーズ長洲201	平成30年11月30日
(薬局)		
いたくら薬局	千葉市稲毛区小仲台6-19-2 6	平成30年12月31日
ことぶき薬局 作新台店	千葉市花見川区作新台3-1-1 8-101	平成30年11月30日